

## 懲戒処分を受けた職員に係る研修等の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を受けた職員(以下「被処分者」という。)に対して、公務員倫理等を再徹底し、再度懲戒処分を受けることのないよう意識改革を図るため、研修及び継続的な指導を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「診断会議」とは、被処分者の服務等の状況及び必要とされる研修内容について協議する会議をいう。

2 この要綱において「個別研修」とは、診断会議で必要と判断された内容について被処分者に対して行う研修をいう。

3 この要綱において「再研修」とは、個別研修を受講した被処分者に対して行う研修をいう。

4 この要綱において「局区等」とは、京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所及び区役所支所をいう。

(診断会議)

第3条 診断会議は、監察員(行財政局コンプライアンス推進室コンプライアンス推進課長の職にある者に限る。以下同じ。)、行財政局人事部人事課職員力・組織力向上担当課長及び被処分者の属する局区等の監察主任で、当該局区等の庶務を担当する課長(以下「局区等監察主任」という。)で構成する合議体とする。

2 診断会議の議長は、監察員とし、診断会議を代表する。

(診断会議の開催)

第4条 局区等の長から行財政局人事担当局長に対し職員の処分について内申があった場合において、行財政局人事担当局長が当該職員の処分について検討し、免職以外の懲戒処分が相当であると思料するに至ったときは、行財政局人事担当局長は、監察員に対し、診断会議を開催することを指示するものとする。

2 前項の指示を受けた監察員は、直ちに前条の診断会議を開催しなければならない。

(個別研修の決定)

第5条 診断会議の議長は、診断会議において、被処分者の処分対象となる事実等から判断し、個別研修の対象としないと判断したときを除き、当該被処分者に対する、次条及び第7条に規定する個別研修の実施を決定する。

2 前項の決定後、局区等監察主任は直ちに、被処分者に個別研修の実施を通知しなければならない。

(個別研修の内容)

第6条 個別研修は、次に掲げる事項について、必要に応じて実施する。

- (1) 公務員倫理、服務等に係る諸規定に関する研修
- (2) 公務の役割と特性に関する研修
- (3) 懲戒処分事例等に基づく事例研修
- (4) 市民対応のルール等診断会議で必要と認める事項に関する研修

(個別研修の実施)

第7条 個別研修は、診断会議を構成する監察員、行財政局人事部人事課職員力・組織力向上担当課長及び局区等監察主任が連携して実施する。

- 2 個別研修は、原則として、懲戒処分発令後（停職処分を受けた者にあつては、停職期間終了後）、直ちに実施する。
- 3 前項の規定にかかわらず、停職処分を受けた者が、当該停職処分の期間中に個別研修を受けることを希望した場合には、停職期間中に個別研修を実施することができる。
- 4 個別研修の期間は、懲戒処分の程度に応じて、5日以内の期間とする。

(指導記録の作成)

第8条 監察員は、個別研修において指導した内容を個別指導記録票（別紙様式）に記録しなければならない。

- 2 前項の記録は、個別研修終了後、被処分者の所属長に引き継ぐものとする。
- 3 所属長は、被処分者の勤務状況等を監察し、必要な指導等を行った場合は、そのつど個別指導記録票に記録するとともに、局区等監察主任に定期的に報告しなければならない。

(再研修)

第9条 局区等監察主任は、個別研修を修了した職員の公務員倫理等に関する意識改革が不十分であると判断したときは、監察員に対し、再研修の実施を依頼するものとする。

- 2 前項の依頼を受けた監察員は、直ちに当該職員に関する診断会議を開催しなければならない。
- 3 診断会議の議長は、診断会議において、当該職員の行為等から判断し、再研修の対象としないと判断したときを除き、当該職員に対する、再研修の実施を決定しなければならない。
- 4 再研修の内容、実施等については、個別研修の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、診断会議及び個別研修の実施に関し必要な事項は、行財政局人事担当局長が定める。

- 2 行財政局人事担当局長は、他の任命権者の依頼を受けた場合、本要綱を準用し、個別研修及び再研修を実施することができる。

附 則

この要綱は、決定の日（平成18年9月1日）から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年6月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。